

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会費規程

(目的)

第1条 会員の入退会、会費等の取り扱いは、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第8条に定めるほか、この規程による。

(入会金)

第2条 本会の会員になろうとする者は、必要事項のすべてを記入した入会申込書に、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長へ提出しなければならない。入会日は、入会金及び当該年度の会費が納入された日とする。

2 入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 準会員 2,500円
- (3) 外国人会員 2,500円
- (4) 学生会員 1,000円
- (5) 賛助会員 5,000円

(年会費)

第3条 年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 10,000円
- (2) 準会員 年額 5,000円
- (3) 外国人会員 年額 5,000円
- (4) 学生会員 年額 3,000円
- (5) 賛助会員 年額 1口 50,000円

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎会計年度末までに翌年度分を前納するものとする。

- 2 入会金及び会費の分納は認めない。
- 3 送金手数料は、会員の負担とする。

(会費の免除)

第5条 定款第6条による名誉会員は、会費の納入を終身にわたって免除する。

- 2 本会の会員で次の事項に該当するものは当該年度の会費を免除する。
 - (1) 災害の別を問わず、内閣府の定める「災害の被害認定基準」に基づき、地震、水害などの自然災害で住家の「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又はこれに準ずる被災（被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に認定された方等）をした場合

(用途)

第6条 入会金及び年会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残りを管理費に使用する。

(退会)

第7条 本会を退会しようとするときに、会費その他について滞納がある場合は、直ちにその金額を納付しなければならない。

(会員の復帰)

第8条 本会を退会した者が再び入会しようとするとき、さきの会費その他について滞納がある場合は、その全額を納付しなければ入会することができない。

(補則)

第9条 本規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

(附則)

本規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日より施行する。
この規程は、令和2年2月9日に一部改正し、同日から施行する。